

○特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第四百四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無線局の区分）</p> <p>第四条 法第七十一条の二第二項第一号の無線局の区分は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 無線通信の態様が<b>移動業務</b>である無線局であつて、無線局の目的が簡易無線通信業務用であるもの                      十五 六十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（通常生ずる費用）</p> <p>第二十七条 法第七十一条の二第二項に規定する通常生ずる費用として総務省令で定めるものは、次の各号（基準期間が十年である場合にあつては、第一号に限る。）に掲げる額に相当するものとする。</p> <p>一 旧割当期限が定められたことを踏まえて免許人等（法第六条第一項第九号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）が撤去する無線設備（専ら当該無線設備を設置するための建築物、鉄塔その他の工作物で総務大臣が定めるもの（第三十一条の二において「建築物等」という。）を含む。以下「撤去無線設備」という。）の当該旧割当期限の満了の日における価額（ただし、当該旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を経過する日（当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期</p>	<p>（無線局の区分）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一 十三 （同上）</p> <p>十四 無線通信の態様が<b>陸上移動業務</b>である無線局であつて、無線局の目的が簡易無線通信業務用であるもの                      十五 六十三 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>（通常生ずる費用）</p> <p>第二十七条 （同上）</p> <p>一 旧割当期限が定められたことを踏まえて免許人等（法第六条第一項第九号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）が撤去する無線設備（専ら当該無線設備を設置するための建築物、鉄塔その他の工作物で総務大臣が定めるもの（第三十一条の二において「建築物等」という。）を含む。以下「撤去無線設備」という。）の当該旧割当期限の満了の日における価額から<b>当該撤去無線設備の残存価額</b>（当該旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を経過する日（当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前</p>

限が既に定められている場合にあつては、当該期限の満了の日。別表において同じ。)において当該撤去無線設備の耐用年数が経過しない場合には、当該日における価額を当該旧割当期限の満了の日における価額から差し引いた額)

二 撤去無線設備の撤去に要する費用に相当する額及び当該撤去無線設備と同等の機能を有する通信設備の取得に要する費用として当該撤去無線設備の取得価額から当該撤去無線設備の旧割当期限の満了の日における価額を差し引いた額の合計額に係る当該旧割当期限の満了の日から起算して基準期間を経過する日(当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期限が既に定められている場合にあつては、当該期限の満了の日。別表において同じ。)までの期間に応ずる利子に相当する額

(給付金の支給基準)

第三十一条の二 法第七十一条の三の二第十一項において準用する法第七十一条の三第四項の給付金の支給に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 給付金の支給条件は、次のイ又はロに掲げる基準期間に応じ、当該イ又はロに該当するものとする。
  - イ 五年 免許人等が、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しようとするものであること。
  - ロ 十年 免許人等が、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局(専ら当該無線局を設置するための建築物等と一体として設置されていると認められるものに限る。)を廃止しようとするものであること。
- 二 給付金の支給額は、次のイ又はロに掲げる基準期間に応じ、

の日を満了の日とする期限が既に定められている場合にあつては、当該期限の満了の日。別表において同じ。)において当該撤去無線設備の耐用年数が経過しない場合には当該日における価額)を差し引いた額

二 (同上)

(給付金の支給基準)

第三十一条の二 (同上)

- 一 (同上)
- イ (同上)
- ロ (同上)
- 二 給付金の支給額は、次のイ又はロに掲げる基準期間に応じ、

総務大臣が定める撤去無線設備の種類ごとに算定した当該イ又はロに定める額（円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額とする。この場合において、撤去無線設備の価額、耐用年数及び撤去に要する費用に相当する額並びに第二十七条第二号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- イ 五年 第二十七条第一号及び第二号の額
- ロ 十年 第二十七条第一号の額（建築物等に係るものに限る。）

別表（第31条の2関係）

1 撤去無線設備の価額	
(1) 旧割当期限の満了の日における撤去無線設備の価額	<p>取得日と同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの</li> <li>ロ <math>C \times (1-r1)^{m1} \times (1-r1 \times n2)</math></li> <li>ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの</li> </ul> <p><math>C \times (1 - (n1 + n2) \times r2)</math></p> <p>算式の符号</p> <p>シ 撤去無線設備の取得価額</p>

総務大臣が定める撤去無線設備の種類ごとに算定した当該イ又はロに定める額（円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額とする。この場合において、撤去無線設備の価額、**残存価額**、耐用年数及び撤去に要する費用に相当する額並びに第二十七条第二号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

- イ (同上)
- ロ (同上)

別表（第31条の2関係）

1 撤去無線設備の価額	
(1) 旧割当期限の満了の日における撤去無線設備の価額	<p>取得日と同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの</li> <li>ロ <math>C \times (1-r1)^{m1} \times (1-r1 \times n2)</math></li> <li>ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの</li> </ul> <p><math>C \times (1 - (1-r2) \times (n1 + n2) \times r3)</math></p> <p>算式の符号</p> <p>シ 撤去無線設備の取得価額</p>

<p>r1 定率法の償却率(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第8に掲げる耐用年数に応じた定率法の償却率をいう。)</p>	<p>r1 定率法の償却率(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第9に掲げる耐用年数に応じた定率法の償却率をいう。)</p>
<p><u>r2</u> 定額法の償却率(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8に掲げる耐用年数に応じた定額法の償却率をいう。)</p>	<p><u>r2</u> 撤去無線設備の取得価額の残存割合(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第10に定めるものをいう。)</p>
<p>n1 撤去無線設備の取得日から旧割当期限の満了の日までの期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)</p>	<p>n1 (同左)</p>
<p>n2 撤去無線設備の取得日から旧割当期限の満了の日までの期間の年数のうち1年に満たない端数</p>	<p>n2 (同左)</p>

(2) 旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日における撤去無線設備の価額	取得日と同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。
イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの	$C \times (1-r1)^{n3} \times (1-r1 \times n4)$
ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの <u><math>C \times (1-(n3+n4) \times r2)</math></u>	算式の符号
C、r1、r2 1(1)の算式の符号に同じ。	n3 撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日までの期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

(2) 旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日における撤去無線設備の価額	取得日と同じくする資産ごとに、次のイ又はロにより算定した額の合計額とする。
イ 撤去無線設備のうちロ以外のもの	$C \times (1-r1)^{n3} \times (1-r1 \times n4)$
ロ 撤去無線設備のうち償却の方法として定額法が最も多く採用されているものとして総務大臣が定めるもの <u><math>C \times (1-(1-r2) \times (n3+n4) \times r3)</math></u>	算式の符号
C、r1、r2、r3 1(1)の算式の符号に同じ。	n3 (同左)

	<p>n4 撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日までの期間の年数のうち1年に満たない端数</p>		<p>n4 (同左)</p>
<p><u>2</u> 撤去無線設備の耐用年数</p>	<p>撤去無線設備の減価償却費の算定に使用される耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1又は別表第2に定めるものをいう。)のうち、その使用に係る撤去無線設備の数が最も多いものに基づき総務大臣が定める年数</p>	<p><u>2</u> <u>撤去無線設備の残存価額</u></p> <p>撤去無線設備の取得価額に残存割合(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第10に定めるものをいう。)を乗じて得た額</p>	<p>(同左)</p>
<p><u>3</u> 撤去無線設備の撤去に要する費用に相当する額</p>	<p>撤去無線設備の撤去に要する平均的な費用に基づき総務大臣が定める額</p>	<p><u>3</u> 撤去無線設備の耐用年数</p>	<p>(同左)</p>
<p><u>4</u> 第27条第2号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率</p>	<p>償還期間が5年である国債の利回りその他の市場金利を勘案して総務大臣が定める年利</p>	<p><u>4</u> 撤去無線設備の撤去に要する費用に相当する額</p>	<p>(同左)</p>
		<p><u>5</u> 第27条第2号に規定する利子に相当する額を算定する際の利子の利率</p>	<p>(同左)</p>